

1 自治会の役割と組織

自治会運営に役立つ基礎知識やより円滑に活動を進めるためのポイントを紹介します。

1-1 自治会の成り立ち

自治会の始まりは戦前の行政の下部組織としての色が濃い「町内会・隣組」にあるといわれていますが、一度解体され、現在の自治会は、同じ地域に住む住民相互による任意の団体として新たに結成されたものです。

名称はさまざまですが、地方自治法では、「地縁団体」と呼ばれています。しかし、その成り立ちや活動内容に関する法律はなく、各自治会の中で組織やルールを決め、運営されています。

そのため自治会は、**行政の指導が及ばない任意団体**です。

1-2 自治会の役割

自治会は、自分たちの地域をより住みやすいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

◆ 地域課題の発見と解決の場

ごみ集積所の維持管理、道路や公園の整備、防災、防犯などの地域環境の整備に関する諸問題は、個人や家庭で解決するのは難しく、地域住民が力を合わせなければ解決できない問題です。

これらの問題について、自治会では十分話し合いを行い、利害を調整し、地域全体の共通課題として、ひとつずつ解決していきます。

◆ 行政との協働

広報紙の配布などを通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。

また、地域の声を行政に反映するため行政とのパイプ役を担います。

行政と自治会がそれぞれの役割を認識し、自治会だけでは解決できない課題について、行政と協働で解決していきます。

◆ 地域住民の親睦と連帯の場

南海トラフ地震など大規模災害の発生が危惧されている昨今、「遠い親戚より近くの他人」と言われるように、まずはあいさつを交わす関係が必要です。

日頃から、地域のまつりやイベントを通じて、付き合いを深めることで、地域の交流や信頼が育まれます。住民間の連帯と協調を深めることで、各種団体と協働して新しいコミュニティづくりを進めていきます。

1-3 自治会の役員

(1) 心構え

自治会は、会員の年齢層も広く、地域のたくさんの人で構成されている組織です。その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような心構えが必要とされています。

- ① 相手の立場や考え方を尊重する
- ② 他人のプライバシーを守る
- ③ 自分の言動に責任を持つ
- ④ 地域において、自由で和やかな雰囲気をつくる
- ⑤ 幅広く住民が参加できるような工夫をする

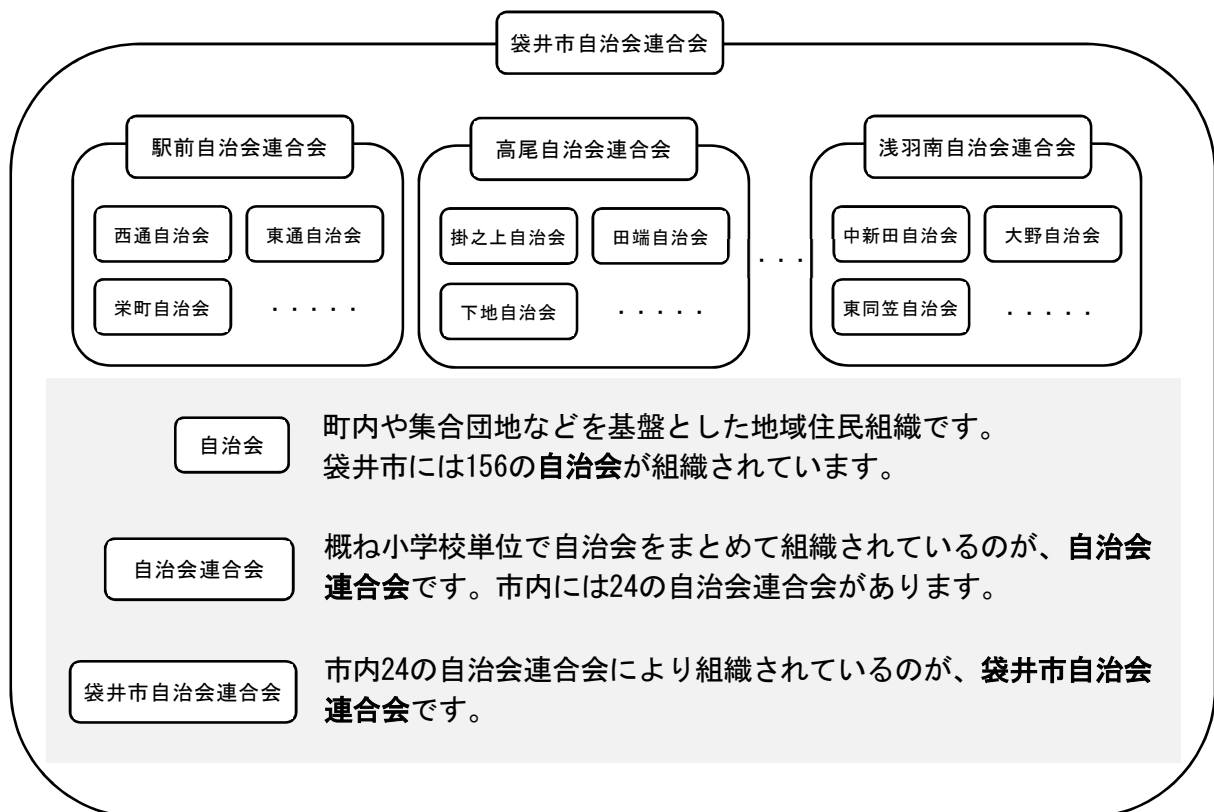
(2) 選出方法

役員の選出方法には、選挙、推薦、抽選、輪番制など、様々な方法がありますが、地域の実情に合わせたものになるよう、工夫しましょう。

なお、選出方法に関するアドバイスは、7ページをご覧ください。

1-4 袋井市の自治会の状況

(1) 自治会組織

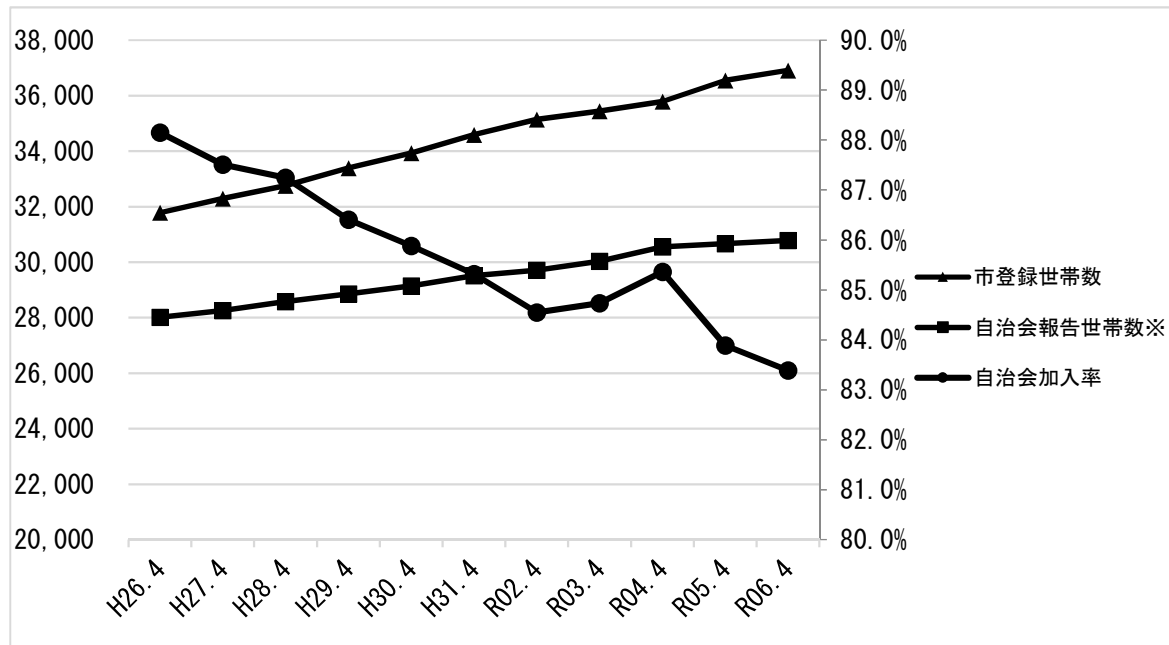


(2) 自治会加入率

令和6年4月1日現在の自治会加入世帯数は、30,781世帯で、加入率は83.4%となっています。★

生活の利便性向上、住民の価値観や生活スタイルの多様化、少子高齢化の進行など、様々な社会環境の変化により、加入率は減少傾向（10年間で4.8%減）にあります。

【自治会加入率の推移】



★ 自治会加入世帯数は、各自治会の住民基本台帳上の世帯数のうち、各自治会から報告された世帯数（地域内の商店などを含む）の割合にて算出。

1-5 加入促進

自治会への加入は、個々の意思に基づくもので、任意に決めることができます。社会的基盤が整備された今日では、無理に隣人との助け合いを持たなくても、大きな支障なく日常生活を送ることができると思う方もいらっしゃいます。

しかし、災害時や市民の高齢化により、個人や家庭の力だけで解決することが難しい場面もあります。

また、ごみの集積所の管理や環境美化、防犯対策など、「誰か」がやらなければならないことを「自治会」が行っていることも多々あります。自治会は、安心安全な暮らしを叶える「縁の下の方持ち」なのです。

この環境を維持し、より住みよいまちとするために、自治会について理解を深めていただいたうえで、より多くの人に自治会加入を促したいものです。

(1) 自治会に入ってもらおう！加入促進のヒント

そもそも市外や外国から来た方の中には、「自治会」という組織の概念や活動について、不慣れな方もいます。また、自治会によって、世帯数や活動内容も大きく異なります。そのため、「会費」や「活動」について、当然のものとして押し付けるのではなく、目的や根拠を丁寧に説明する必要があります。場合によっては、柔軟な見直しも検討してみましょう。

このような取り組みをしている自治会もあります

- ・ ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、アパートの単身者などに、自治会費を減免している
- ・ 入会金について、各家庭の事情を考慮し、分割や減免を可能とする

(2) 御活用ください！「自治会加入促進マニュアル」、「加入促進チラシ」

① 自治会加入促進マニュアル



自治会への加入を呼びかける際の基本的な方法や、自治会加入のメリットやよくある質問をまとめた冊子です。

詳しくは、右下の二次元コードから読み取ってご覧ください。



② 加入促進チラシ



転入の手続きをした人や希望する自治会に、自治会加入を勧めるチラシをお配りしています。

お気軽に協働まちづくり課（☎44-3107）へお問い合わせください。



こんな困りごとはありませんか？

◆ 役員になってくれる人がいない…

核家族化、高齢化、定年延長などが影響し、輪番制への限界を訴える声が増えてきた。

◆ 役員の負担が大きい…

会議や現場立会い、膨大な書類の整理など、役員になると大変！そもそも、何をしてよいのか分からず不安…。



解決に向けたポイント！

◆ 旧来からのやり方からの脱却！

「役員は男性がやる」「アパート住民や外国人住民は自治会に関わらない」「女性部（婦人部）がある」「輪番制」など、どれも当たり前だと思いませんか？なんだかおかしいな。時代に合わないな…と感じたら、ぜひ住民同士で話し合い、規約から見直してみてもいいでしょうか？

◆ 性別や国籍にとらわれない運営を！

災害時には、女性や外国人も避難所に避難します。その方たちの意見も取り入れるために、まず平等に意見が出せる環境を整えましょう。

また、各種役員も、男性中心ではなく、女性や外国人も選出される体制づくりをしてみましょう。

国内では、1万8,000人以上の女性自治会長が活躍しています！



◆ 子どもや若者の参加を促進！

子どもや若者に、自治会のことを知ってもらうことも大切です。子どもや若者にも活動に参加してもらうことで、地域愛を育むとともに、ひいては将来の自治会の担い手育成につながります。

◆ デジタル技術の活用

スマートフォンやパソコンが普及し、自治会活動においてもデジタル化の動きが加速化しています。LINEグループを利用した情報共有、Zoomを活用した会議の開催、自治会費などの集金のキャッシュレス化など、負担軽減につながる方法も検討してみましょう。

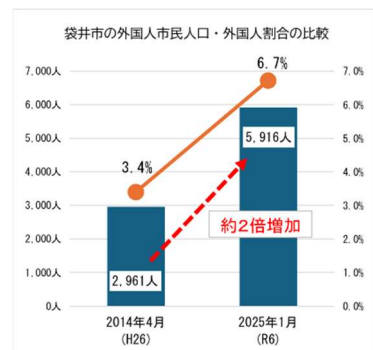
1-6 外国人市民との共生（多文化共生）

本市に住む外国人は、この10年間で約2倍（5,916人）に増加し、今後も外国人市民の増加・多国籍化・定住化が見込まれています。彼らを地域社会の構成員として捉え、共生することが大切です。

外国人市民は母国に自治会にあたる組織がないため、自ら自治会に加入する習慣がありません。

また、言葉や文化の違いからトラブルにつながることも考えられます。

外国人住民と「同じ地域の仲間（生活者）」として共に安心して暮らしていくためにも、まずはあいさつから始めましょう。



～外国人住民と円滑なコミュニケーションを築くためのツールを紹介～

(1) 「多文化共生相談窓口」を活用しましょう

外国人からの相談をはじめ、外国人に関する諸々の相談窓口として袋井国際交流協会が多文化共生に関する相談を行っています。

ポルトガル語・ベトナム語・英語・スペイン語・中国語・フィリピン語などの外国人相談員もおります。御活用ください。

袋井国際交流協会（袋井市新屋一丁目1番地の15）
 電話 43-8070 FAX 43-8068 E-mail fifa25-a@office.tnc.ne.jp

🕒 外国人相談窓口開設日 ※日曜日と祝日はお休みです ※令和7年2月現在

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
ポルトガル語	13:30～16:30				—	9:00～12:00 (第1・3のみ)
ベトナム語	9:00～12:00	9:00～13:00	—	—	—	9:00～12:00
英語	9:00～16:00				9:00～12:00	
スペイン語	9:00～16:00				—	
中国語、マレー語	—	—	9:00～16:00	10:00～12:30	13:00～16:00	—
フィリピン語	—	—	—	—	—	9:00～12:00

(2) 「やさしい日本語」を使いましょう

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人には「やさしい日本語」が伝わりやすいです。

外国人だけでなく、小さな子どもや高齢者、障がいがある人など、多くの人とのコミュニケーションにつながります。

「やさしい日本語」のポイント！



- ・はっきり言う
- ・さいごまで言う
- ・みじかく言う

◆ 難しい敬語は使いません

どちらの国からいらっしゃったの？ ⇒ 国はどこですか？

◆ 標準語にします

今日はえらかったやあ。 ⇒ 今日は疲れましたね。

◆ 期限などは明確に伝えます

なるべく早めに教えて。 ⇒ 明日までに教えてください。

◆ 簡単な言葉に言い換えます

直ちに避難してください。 ⇒ 早く逃げてください。

◆ 漢語を和語にします

土足厳禁 ⇒ 靴を脱いでください。



(3) スマートフォンの翻訳ツールを活用しましょう

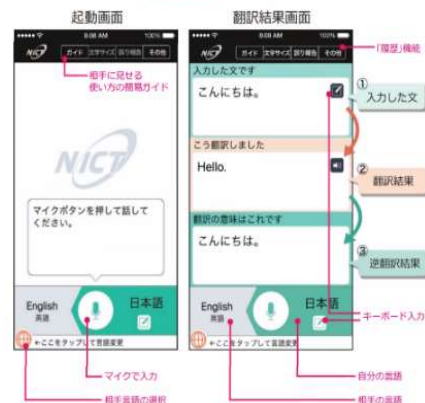
① 32言語に対応！VoiceTra（ボイストラ）

多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」を使うと、手軽にコミュニケーションを取ることができます。

ダウンロードはこちらから



画面の説明



② インターネットの無料翻訳サイト（DeepL翻訳、Google翻訳など）

自治会で作成した文書を多言語化することができます。誤訳を少なくするために、原文は「やさしい日本語」にしてから翻訳すると効果的です。

1-7 認可地縁団体（自治会の法人化）

認可地縁団体とは、自治会などの「地縁による団体」が市長の認可を受けて法人格を取得した団体のことです。本来、不動産などの資産を自治会名義で所有することはできませんが、法人格を取得することにより不動産などを認可地縁団体名義で所有し、登記などができるようになります。

認可を受けるためには、団体としてある一定の要件を満たしていなければならない、規約の見直しや構成員の名簿などの提出が必要となるため、相当の準備期間が必要となります。

また、認可地縁団体となった後は、自治会の代表者や規約などに変更が生じた場合、市への所定の届出・申請が必要となります。

申請の手続きなどの相談については、協働まちづくり課（☎44-3107）まで御連絡ください。

認可地縁団体になると

◆ 自治会の名義で不動産登記ができます

名義変更手続きや相続における問題などの発生が未然に防げるため、安定した運営ができます。

◆ 社会的信用が高まります

様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行うことができます。

一方で…

◆ 規約に定める範囲内で義務を負います

総会の開催、役員を選出など、法律や規約に基づいて自治会を運営していくこととなり、その手続きが以前と比べて少し複雑になります。

◆ 告示事項に変更があった場合は届出が必要です

団体の名称、区域、事務所の所在地、代表者の氏名・住所などを市長が告示します。その後、告示事項に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。

1-8 個人情報の取扱い

(1) 活動に不可欠な個人情報

自治会が活動していくためには、加入世帯の名簿や役員の連絡先、催しの参加者情報など、ある程度の個人情報★を持つことになります。

個人情報の正しい取扱いを知っておきましょう。

★ 個人情報とは…氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、勤務先、顔が判別できる写真など、個人が認識できる情報のこと。

(2) 住民の信頼に応える取扱いを

個人情報は、悪意のある人の手に渡ると、悪用され、住民の利益が侵害されかねません。

また、個人情報が、自治会を通じて周囲に漏れてしまったりすると、取り返しがつきません。家庭の事情などのプライバシーについても同様です。住民の大切な個人情報の管理を任されているという認識を持ち、次の点に注意した取扱いを行ってください。

個人情報を取扱う時の注意点

① 利用目的をはっきりさせよう

個人情報を集めるときは、必要最小限とし、定めた利用目的以外に使わないようにしましょう。

② 本人の同意を得よう

個人情報の利用目的について、あらかじめ本人の同意を得ましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。

また、写真などは、撮影時に「広報誌に載せる」などの説明を行い、了解を得ておけば安心です。

③ 必要な人だけが持とう

だれでも、自分の情報が多数の人の目に触れるのは嫌なものです。

また、情報を持つ人が多くなれば、管理も難しくなります。名簿などの個人情報が書かれたものは、必要な人だけが持つようにしましょう。

④ 人に渡さないようにしましょう

本人の同意なしに個人情報を必要な人以外に渡さないようにしましょう。

電話番号なども、人に教える前に、教えてもよいかどうか本人に確認することが必要です。

(3) 御活用ください！「自治会向け個人情報取扱いの手引き」

「自治会向け個人情報取扱いの手引き」は、市から提供可能な個人情報、自治会での個人情報の取扱いなどをまとめた冊子です。手引きは、右の二次元コードからダウンロードが可能です。



1-9 自治会長などの位置づけ（身分）と選挙活動

自治会長及び自治会連合会長は、**有償ボランティアの私人**（地域の代表者、一市民）として位置づけられています。そのため、「公職選挙法における公職者」にはあらず、自治会長、自治会連合会長が行う政治活動や選挙活動については、公職選挙法では制限されていません。（以前は非常勤公務員であったため、一定の制限がありました。）

また、自治会及び自治会連合会が特定の政治家などを支援することも禁止されていません。

しかし、**認可地縁団体**（法人化している自治会）については、地方自治法第260条の2において、**特定の政党のために利用してはならない**と規定されていますので、注意が必要です。

(1) 政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人に、お金や物を送ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

例えば、このような行為が寄附禁止の対象になります

- ・ 祭典やイベントへの寄附・寸志、飲食物などの差し入れ
- ・ お中元、お歳暮



(2) 政治家の関係会社・団体からの寄附禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も政治家の寄附同様に禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります

公職選挙法第147条の2の規定により、政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞いなど時候のあいさつを出してはならないとされています。（返礼のための自筆によるものは除く）

1-10 自主防災隊・自主連合防災隊

(1) 自主（連合）防災隊とは

自主（連合）防災隊は、災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織です。

防災訓練の実施、避難経路の確認や確保、備蓄、避難所運営などを行います。

また、個人や家庭だけで対策を講じる（自助）には限界がありますので、近所の人たちが協力し、迅速な対応や自助の呼びかけ（共助）により被害を最小限に抑えるための防災対策を講じることが自主（連合）防災隊に求められます。

(2) 組織体制

① 自主防災隊

市内には、概ね自治会ごとに組織された153の自主防災隊があります。自主防災隊は、組織を取りまとめる自主防災隊長をおき、そのもとに防災委員、役割別の活動班で組織しています。

なお、一般的には、次のような班編成が考えられます。訓練などを通じて必要な見直しを行いながら、地域の実情に応じた組織を考えることもポイントになります。

自主 防 災 隊 長	防 災 委 員	消火班	火災予防、出火防止対策、初期消火活動、火災警戒 など
		救出・救助班	救出用資機材の調達・整備、救出・救助活動 など
		情報班	情報などの収集伝達、デマ防止、市への被害などの報告など
		避難誘導班	避難の呼びかけ、避難人員の点呼、避難誘導 など
		生活班	炊き出し、物資の配分、避難所生活の調整 など
		救護衛生班	応急救護、重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策 など
		要配慮者支援班	要配慮者の避難の呼びかけ、人員点呼、避難誘導 など

② 自主連合防災隊

市内には、24の地区に、地区内の自主防災隊により組織された自主連合防災隊があります。

自主連合防災隊は、自主連合防災隊長、地域防災指導員及び必要に応じて各自主防災隊から選出された隊員で組織し、地区内の自主防災隊の取りまとめなどを行い、市災害対策本部の支部と連携して、地区内の災害対応にあたります。

(3) 自主防災隊の役割

① 平常時

地域内の安全点検、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進します。

② 災害時

初期消火や救出・救助活動、情報収集・伝達、避難誘導や避難所の運営など、安否確認、救急・救助などを実施します。

(4) 大規模災害発生時における自主防災隊の対応

① 参集基準

- ① 市内で、震度4以上の地震を観測したとき
- ② 袋井市災害対策本部及び各支部が開設された場合
- ③ 市全域にわたって大きな災害が発生、もしくは発生の恐れのあるとき、または全域でなくても被害が特に甚大と予測されるとき

※ ①～③の情報は、メローねっとや同報無線でお知らせします。

② 役割

- ① 自主防災隊災害対策本部の設置
- ② 住民の安否確認
- ③ 初期消火、救出・救助活動
- ④ 災害時要援護者の避難支援
- ⑤ 管内の被害情報の収集及び把握
- ⑥ 自主連合防災隊長または市災害対策本部の支部へ被害を報告

詳しくは、
二次元コードを
読み取って
ご覧ください。

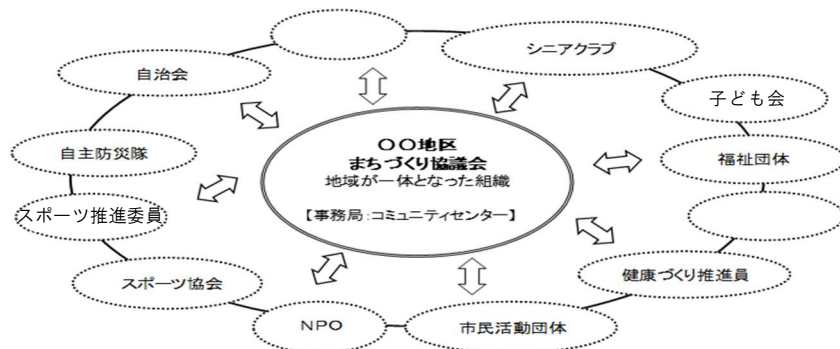


1-11 まちづくり協議会

平成 30 年 4 月 1 日、公民館（生涯学習の拠点）からコミュニティセンター（地域づくり・まちづくりの拠点）への移行に伴い、各地域において地域で暮らす人たちが、安心安全でいきいきとしたまちをつくるため、自治会をはじめ地域内の各種団体や市民活動団体、事業所など、組織や活動の枠組みを超えて地域づくりに取り組む**まちづくり協議会**を設立し、コミュニティセンターを拠点に、様々な活動を展開しています。

(1) 構成

まちづくり協議会では、共に助け合う（共助）視点を持ち、地域に住む一人ひとりや団体が、お互いに連携・協力しながら、参加・活動していくことで、それぞれの地域の特色を活かした「地域づくり・まちづくり」が行えるようになります。



(2) 活動

まちづくり協議会を構成する人たちが自由で柔軟な発想により、地域の実情にあった健康づくり、福祉、子育て、防犯などの活動を行うとともに、日常生活での困りごとや心配ごとなどの**地域の課題**を解決する活動を継続的に行うことで、地域力が向上し、コミュニティが充実・強化され、今以上に暮らしやすい地域づくりを目指します。



命を守る防災隊(袋井東地区)



居場所づくり「あえるもん」(高南地区)

袋井市のコミュニティセンター

LINE 公式アカウント

友だち募集中

『QRコード』を読み込んで 友だち追加！



袋井東

Q ID 検索

@fukuroihigashi



袋井西

Q ID 検索

@fukuroinishi



袋井南

Q ID 検索

@fukuroiminami



豊沢

Q ID 検索

@toyosawa



袋井北

Q ID 検索

@fukuroikita



今井

Q ID 検索

@f-imai



三川

Q ID 検索

@mitsukawa



笠原

Q ID 検索

@kasahara



山名

Q ID 検索

@yamana



高南

Q ID 検索

@kounan-comicen



浅羽東

Q ID 検索

@asabahigashi



浅羽西

Q ID 検索

@asabanishi



幸浦

Q ID 検索

@sachiura



浅羽北

Q ID 検索

@asabakita

コミュニティセンター
でのイベント情報や
地域ならではの
情報をお届けします！



コミュニティセンターでは、地域の取組を地域住民の方に知っていただくため、LINE公式アカウントを利用した情報発信を行っています。ぜひ自分の地区の友だち登録をお願いします。

袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

☎0538-44-3107

✉ shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp